二　特定外国法人が取得をした特許権等　当該特定外国法人が当該取得につき対価を支払い、かつ、当該特許権等をその事業（法第四十条の四第三項に規定する特定事業を除く。次号において同じ。）の用に供している場合の当該特許権等の使用料

三　特定外国法人が使用を許諾された特許権等　当該特定外国法人が当該許諾につき対価を支払い、かつ、当該特許権等をその事業の用に供している場合の当該特許権等の使用料

5　法第四十条の七第五項第二号に規定する政令で定める金額は、特定外国法人の各事業年度の決算に基づく所得の金額（当該各事業年度の所得を課税標準として課される第二十五条の二十第二項に規定する法人所得税の額を含む。）とする。

第二十六条第三項第二号中「まだ」を削り、同条第五項第二号中「第二十項第二号」を「第二十一項第二号」に改め、同条第八項第五号中「その者に係る使用者」を「使用者（第十一項第二号及び第十五項から第十八項までにおいて「使用者」という。）」に改め、同条第十一項第二号中「法第四十一条第一項第四号に規定するその者に係る」を削り、同条第二十六項中「第十七項」を「第十八項」に、「第二十一項第三号」を「第二十二項第三号」に、「第二十二項」を「第二十三項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十五項を同条第二十六項とし、同条第二十四項第一号中「法第二十九条第一項に規定する給与所得者等」を「所得税法第二十八条第一項に規定する給与等又は同法第三十条第一項に規定する退職手当等の支払を受ける居住者」に、「同条第一項」を「法第四十一条第一項第四号」に、「同条第三項」を「当該使用者が構成員となつている勤労者財産形成促進法第九条第一項」に改め、「その者に係る」を削り、「法第四十一条第一項第四号」を「同号」に、「第十九条の二第二項に規定する基準利率」を「独立行政法人住宅金融支援機構若しくは銀行の住宅に係る貸付金の利率その他の住宅資金の貸付けに係る金利の水準を勘案して財務省令で定める利率」に改め、同項第二号及び第三号中「その者に係る」を削り、同項を同条第二十五項とし、同条第二十三項第三号ロ中「第二十一項第二号」を「第二十二項第二号」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十二項を同条第二十三項とし、同条第十九項から第二十一項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十八項中「第十五項第三号から第五号まで」を「第十六項第三号から第五号まで」に、「第十六項第二号」を「第十七項第二号」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十七項中「その者に係る」を削り、同項を同条第十八項とし、同条第十六項各号中「その者に係る」を削り、同項を同条第十七項とし、同条第十五項第一号中「同条第一項第四号に規定するその者に係る」及び「（以下この項から第十七項までにおいて「その者に係る使用者」という。）」を削り、同項第二号から第五号までの規定中「その者に係る」を削り、同項を同条第十六項とし、同条第十四項の次に次の一項を加える。

15　法第四十一条第一項第四号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　法第四十一条第一項第四号に規定する役員又は使用者である個人（以下この項において「役員等」という。）の親族

二　役員等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

三　前二号に掲げる者以外の者で役員等からの贈与により取得した金銭その他の資産によつて生計を維持しているもの

四　前二号に掲げる者の親族

第二十六条の四第五項中「第二十六条第二十一項各号」を「第二十六条第二十二項各号」に改め、同条第六項中「第二十六条第二十一項各号」を「第二十六条第二十二項各号」に、「第二十六条第二十一項第一号から第五号まで及び同条第二十二項」を「第二十六条第二十二項第一号から第五号まで及び同条第二十三項」に、「同条第二十一項第六号」を「同条第二十二項第六号」に改め、同条第十四項から第十六項までの規定中「その者に係る」を削り、同条第二十一項第一号中「法第二十九条第一項」を「第二十六条第二十五項第一号」に、「同条第一項」を「同号」に、「使用者（同条第三項に規定する事業主団体を含む。）」を「使用者等（）」に改め、「その者に係る」を削り、「第十九条の二第二項」を「第二十六条第二十五項第一号」に改め、同項第二号及び第三号中「その者に係る使用者（その者が法第二十九条第一項に規定する給与所得者等である場合における同項に規定する使用者をいう。以下この号において同じ。）」を「法第四十一条第一項第四号に規定する使用者（以下この号において「使用者」という。）」に、「又はその者に係る」を「又は当該」に改める。

第二十六条の八の二中「第四十一条の八第二項」を「第四十一条の八」に改める。

第二十六条の十六第二号中「外国仲介業者」を「法第五条の三第四項第五号に規定する適格外国仲介業者以外の外国仲介業者」に改める。

第二十六条の十八第九項中「第一項第一号、第三号」を「第一項第三号」に、「第五条の二第九項を「第五条の二第十一項」に、「同条第十二項において」を「同条第十三項において」に改め、「口座」の下に「又は法第五条の三第五項において準用する法第五条の二第十一項（同条第十三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定によりされた確認（以下この項において「特定振替社債等に係る確認」という。）に係る振替記載等に係る口座」を加え、「短期国債等（法第四十一条の十二第九項第一号から第八号までに掲げる国債で同項に規定する特定短期公社債に該当するもの並びに同条第十二項に規定する分離元本振替国債及び分離利息振替国債をいう。）」を「特定振替国債等」に、「第五条の二第一項第一号イ」を「第五条の二第一項第一号」に、「同号イ」を「同号」に、「振替国債非課税適用申告書」を「非課税適用申告書」に、「同条第十項」を「同条第十二項」に、「同条第一項第二号イ」を「当該特定振替社債等に係る確認に係る法第五条の三第一項第一号」に、「振替地方債非課税適用申告書」を「非課税適用申告書」に、「同条第十一項」を「同条第五項において準用する法第五条の二第十二項」に、「政令」を「財務省令」に、「提示をもつて」を「提示又は当該特定振替社債等に係る確認に係る法第五条の三第五項において準用する法第五条の二第十一項の規定による同項の財務省令で定める書類の提示をもつて」に、「確認をもつて」を「確認又は当該特定振替社債等に係る確認をもつて」に、「確認がされた」を「確認又は当該特定振替社債等に係る確認がされた」に改める。

第二十六条の十八の二第二項中「とき」の下に「（法第五条の二第五項第四号に規定する適格外国仲介業者（同条第一項に規定する振替国債に係るものに限る。次項において「国債適格外国仲介業者」という。）から短期国債等（法第四十一条の十二第九項第一号から第八号までに掲げる国債で同項に規定する特定短期公社債に該当するもの並びに同条第十二項に規定する分離元本振替国債及び分離利息振替国債をいう。以下この項及び次項において同じ。）の振替記載等を受けたとき又は法第五条の三第四項第五号に規定する適格外国仲介業者（次項において「社債適格外国仲介業者」という。）から短期社債等（短期国債等以外の特定振替国債等をいう。次項において同じ。）の振替記載等を受けたときを除く。）」を加え、「規定する事項」を「規定する財務省令で定める事項」に改め、「特定振替機関等」の下に「（以下この条において「特定振替機関等」という。）」を加え、「次項」を「第四項」に改め、同条第四項中「第二項に規定する」を削り、「同項」を「第二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　顧客が、国債適格外国仲介業者からその有する短期国債等の譲渡、償還（法第四十一条の十二第十八項に規定する償還をいう。以下この項において同じ。）若しくは利息（同条第十八項に規定する利息をいう。）の支払につき振替記載等を受けたとき又は社債適格外国仲介業者からその有する短期社債等の譲渡若しくは償還につき振替記載等を受けたときは、当該国債適格外国仲介業者又は社債適格外国仲介業者は、当該顧客の各人別に、同条第十六項に規定する財務省令で定める事項を、当該短期国債等に係る当該国債適格外国仲介業者の特定振替機関等又は当該短期社債等に係る当該社債適格外国仲介業者の特定振替機関等に対し、書面による方法又は次項に規定する方法により通知しなければならない。